



総務省

電波利用 電子申請・届出システム Lite

Connected via IPv4

[ヘルプ](#)

[問い合わせ先](#)

[利用規約](#)

[トップ](#) [申請・届出](#) [お知らせ](#) [サイトマップ](#)

文字サイズ: [小](#) [中](#) [大](#)

本サイトでは、アマチュア局の電波利用に関する申請・届出をインターネットで行うシステムについてご案内しています。
このシステムでは、電子証明書を利用することなく、ユーザID・パスワードを使ってお手軽に申請・届出を行うことができます。
準備するものは [こちら](#)。

重要なお知らせ: [パスワードに関するお知らせ](#)

平成30年4月20日更新 [メンテナンスに伴うシステム停止時間\(予定\)](#)



初めて電子申請を利用 する方はこちら

初めて本サイトの電子申請を利用する方は、まず新規ユーザ登録を行ってください。

● [初めての方へ\(必ずお読みください\)](#)

ご利用環境のチェック

ご利用前に、システム環境や設定状況をご確認ください。

[新規ユーザ登録](#)
(ID・パスワードの取得)

[ID・パスワードを忘れた場合](#)
(ユーザID・パスワードの再発行)
その他、ログインできなくなった場合

申請・届出

※ [申請手続全体の流れはこちら](#)

申請・届出

※下記の申請・届出を行うことができます。
(補正後提出を含む)

- ・開局申請
- ・再免許申請
- ・変更申請(届出)
- ・廃止届
- ・取下げ願
- ・追加書類の提出

照会・ユーザ情報変更

[ID・パスワードを忘れた場合](#)
(ユーザID・パスワードの再発行)
その他、ログインできなくなった場合

※下記の情報照会・ユーザ情報変更を行うことができます。

- ・パスワードの変更
(初期パスワードの変更はこちら)
- ・納付情報照会
(電子納付手続に必要な番号の確認)
- ・申請履歴照会
- ・通知書照会
- ・事前チェック結果照会
- ・住所などのユーザ情報の変更

開局、変更申請は
ここをクリック
して入ります

メンテナンス情報 平成30年4月20日更新

● [メンテナンスに伴うシステム停止時間\(予定\)](#)

平成30年 5月 3日(木) 6時30分 ~ 平成30年 5月 4日(金) 11時00分 ※1

※1 電子納付による手数料の納付のみご利用できません。
手数料が伴わない申請・届出は通常どおり利用できます。

ヘルプ

[ご利用環境のチェック](#)

[ご利用の手引き](#)

[よくあるご質問](#)



総務省

電波利用 電子申請・届出システム Lite

[ヘルプ](#)

[問い合わせ先](#)

[利用規約](#)

[トップ](#) [申請・届出](#) [お知らせ](#) [サイトマップ](#)

文字サイズ: [小](#) [中](#) [大](#)

申請・届出

このページから、アマチュア局の電波利用に関する各種申請・届出を行うことができます。

※各種申請にはユーザID・パスワードが必要です。お持ちでない方は、[新規ユーザ登録](#)を行ってください。

[ID・パスワードを忘れた場合\(ユーザID・パスワードの再発行\)](#)

[その他、ログインできなくなった場合](#)

申請・届出(補正後提出の場合も以下から選択)

行いたい申請・届出のリンクをクリックしてください。

開局申請

アマチュア局を開局する場合は、こちらから開局申請を行ってください。

[開局申請](#)

再免許申請

アマチュア局免許の有効期間を更新する場合は、こちらから申請を行ってください。再免許申請は、免許の有効期間が満了となる日の1年を超えない前から1ヶ月前までの期間に申請する

変更申請(届出)

無線設備等の変更や、免許状に記載された事項(住所・氏名等)の変更・訂正等を行う場合は、こちらから申請を行ってください。

[変更申請\(届出\)](#)

廃止届

アマチュア局を廃止する場合は、こちらから届出を行ってください。

[廃止届](#)

免許(開設)申請の場合はここをクリック

※代理の方(又は代理申請を希望される方は、[総務省 電波利用 電子申請・届出システム\(電子証明書方式\)](#)をご利用ください。

その他の操作

取下げ願

電子申請で提出済みの申請・届出の取下げをする場合は、こちらから提出してください。

[取下げ願](#)

追加書類の提出

電子申請で行ったアマチュア局の申請・届出等について追加書類を送付する場合は、こちらから行ってください。

[追加別送](#)



免許申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請手数料等](#) > [内容確認](#) > [保存・送信](#) > [申請完了](#) > [〈審査〉](#) > [〈手数料納付など〉](#) > [手続完了](#)

申請開始

アマチュア局の開設について申請を行います。

申請手続全体の流れについては、[電子申請の流れ](#)をご確認ください。

1. 申請手続ぎについて、当てはまるものを選択してください。

- ☒ 新たに申請手続ぎを開始します。
- ☐ 提出済みの申請書を修正して再提出(補正後提出)します。
(補正依頼メール、又は不備内容の通知書詳細に記載された「電子申請番号」をご用意ください。[補正後提出の手順について](#))

新たに免許(開設)申請手続ぎを
行う場合は、こちらをクリック

2. 入力方法を選択してください。

[必要事項の全てを最初から入力](#)

必要事項の全てを最初から入力して申請する場合は、こちらを選択してください。

[保存したファイルを読み込んで編集](#)

パソコンに保存した申請情報(zip形式のファイル)を読み込んで編集する場合は、こちらを選択してください。
※開局申請以外で作成したファイルも利用できません。

必要事項を最初から
すべて入力する場合
はこちらをクリック

[キャンセル](#)[▲ このページのトップへ](#)

免許申請

申請開始 > **申請書** > 事項書及び工事設計書 > 申請手数料等 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > 〈審査〉 > 〈手数料納付など〉 > 手続完了

申請書

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[申請書の様式](#)より確認できます。

宛先(必須)	参考: 総合通信局の管轄地域について 関東総合通信局長	免許を受けて、無線設備を置いておく場所(住所)を管轄する総合通信局等を選択して下さい
担当部課	無線通信部陸上第三課	
無線局の種別	アマチュア局	

登録済みのユーザ情報を自動入力

※ユーザID・パスワードの入力が必要です。

申請者情報		
個人/社团(クラブ)の別(必須)	☒ 個人 ☐ 社团(クラブ) 個人または社团の別 該当する方をチェック	
氏名又は名称		
社团(クラブ)局名 (全角50文字以内)	(例:総務アマチュア無線クラブ)	
社团(クラブ)局名フリガナ (全角カナ50文字以内)	(例:ソウムアマチュアムセンクラブ)	
個人又は代表者名(必須) (計全角49文字以内)	参考: 利用可能な文字について 姓 巢鴨 名 一郎 (例:総務 太郎)	免許を受ける方のお名前を記入 (無線従事者免許証と同一)
個人又は代表者名フリガナ(必須) (計全角カナ49文字以内)	セイ スガモ メイ イチロウ (例:ソウム タロウ)	
住所		
※社团(クラブ)局の場合は、主たる事務所の住所(代表者の住所など)としてください。(注)ここに入力された代表者住所氏名は免許状に反映されます。		
郵便番号 (半角数字3文字 - 4文字)	170 - 8088 (例:100-8926)	
都道府県・市区町村(必須)	東京都 豊島区 免許を受ける方の住所を記入	
町・丁目(必須) (全角50文字以内)	巢鴨3-36-6 (例:霞が関2-1-2)	
町・丁目フリガナ(必須) (全角カナ50文字以内)	スガモ3-36-6 (例:カスミガセキ2-1-2)	
電話番号 (半角数字15文字以内)	0339107263 (例:9999999999) 日中連絡がとれる電話番号(携帯可)	
国籍	外国籍の場合のみ選択してください。 	

免許申請

申請開始 > 申請書 > **事項書及び工事設計書** > 申請手数料等 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > 〈審査〉 > 〈手数料納付など〉 > 手続完了

事項書及び工事設計書

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[事項書及び工事設計書の様式](#)より確認できます。

1 申請(届出)の区分	開設(個人)	
4 欠格事由の有無(必須)	電波法第5条の欠格事由の有無について、該当する方を選んでください。 参考: 電波法、施行規則等の検索方法について ☐ 有 ☒ 無	
申請者情報から自動入力 ※「申請書」ページで入力した申請者情報と同じ内容を自動入力できます。		
5 申請(届出)者名等		
個人/社团(クラブ)の別(必須)	☒ 個人 ☐ 社团(クラブ)	
氏名又は名称		
社团(クラブ)局名 (全角50文字以内)	(例:総務アマチュア無線クラブ)	
社团(クラブ)局名フリガナ (全角カナ50文字以内)	(例:ソウムアマチュアムセンクラブ)	
個人又は代表者名(必須) (各全角25文字以内)	参考: 利用可能な文字について 姓 名 (例:総務 太郎)	
個人又は代表者名フリガナ(必須) (各全角カナ25文字以内)	セイ メイ (例:ソウム タロウ)	
住所 ※社团(クラブ)局の場合は、主たる事務所の住所(代表者の住所など)としてください。		
郵便番号 (半角数字3文字 - 4文字)	- (例:100-8926)	
都道府県・市区町村(必須)		
町・丁目(必須) (全角50文字以内)	(例:霞が関2-1-2)	
町・丁目フリガナ(必須) (全角カナ50文字以内)	(例:カシミガセキ2-1-2)	
電話番号 (半角数字15文字以内)	(例:9999999999)	
国籍	外国籍の場合のみ選択してください。 	

電波法違反がなければ「無」に該当
必ず「無」にチェックを入れて下さい

個人または社团の別 該当する方をチェック

免許を受ける方のお名前を記入
(無線従事者免許証と同一)

免許を受ける方の住所を記入

日中連絡がとれる電話番号(携帯可)

6 工事落成の予定期日 (各入力欄につき半角数字2文字以内)	※技術基準適合証明機器及び保証認定機器のみを利用する場合は、入力不要です。 ☒ 日付指定 平成 年 月 日 ☐ 予備免許の日から 月目の日 ☐ 予備免許の日から 日目の日
7 希望する免許の有効期間 (各入力欄につき半角数字2文字以内)	最大有効期間(5年間)を希望する場合は 入力不要 です。 平成 年 月 日
8 無線従事者免許証の番号(必須) (半角英数字9文字以内 - 2文字以内)	無線従事者免許証の番号を入力してください。 ハイフン以降の入力欄は、「AEC D89989-89」のように、免許を受ける方の無線従事者免許証番号を入力 ACZN00001 - (参考: 入力方法) (写真が貼付されている無線従事者免許証の番号) 当てはまる場合にチェックしてください。 ☐ 施行規則第34条の9に規定する外国政府の証明書を有する
9 無線局の目的	アマチュア業務用
10 通信事項	アマチュア業務に関する事項

申請者情報から自動入力

※「5 申請(届出)者名等」で入力した情報と同じ内容を自動入力できます。

11 無線設備の設置場所又は常置場所		無線設備を置いておく場所(住所)を記入 (通常は住所と同じ場所(住所)となります) 50W以下は常置場所、50Wを超える場合は設置場所となります
都道府県・市区町村(必須)	東京都 ▼ 豊島区 ▼	移動する/移動しないの別 該当する方をチェック 50W以下の場合は「移動する」にチェック 50Wを超える場合は移動できません
町・丁目 (全角50文字以内)	巢鴨3-36-6 (例:霞が関2-1-1)	
町・丁目フリガナ (全角カナ50文字以内)	スガモ3-36-6 (例:カスミガセキ2-1-2)	
12 移動範囲(必須)	☒ 移動する(陸上、海上及び上空) ☐ 移動しない	

13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力(必須)

選択	希望する周波数帯	電波の型式(必須) 参考: 「占有周波数帯幅」の入力形式 ・ 「電波の型式」の入力形式	空中線電力(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)
☐	135kHz	☐ 3LA ☐ 4LA	W v
☐	475.5kHz	☐ 3MA ☐ 4MA	W v
☐	1.9M	☐ A1A ☐ 3MA ☐ 4MA	W v
☐	3.5M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	W v
☐	3.8M	☐ 3HD ☐ 4HD ☐ その他	W v
☐	7M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	W v
☐	10M	☐ 2HD ☐ その他	W v
☐	14M	☐ 2HA ☐ その他	W v
☐	18M	☐ 3HA ☐ その他	W v
☐	21M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	W v
☐	24M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	W v
☐	28M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	W v
☐	50M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	W v
☐	144M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	W v
☐	430M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	W v
☐	1200M	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	W v
☐	2400M	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	W v
☒	5600M	☐ 3SA ☒ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	1 W v
☐	10.1G	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	W v
☐	10.4G	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	W v
☐	24G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	W v
☐	47G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	W v
☐	75G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	W v
☐	77G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	W v
☐	135G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	W v
☐	4630kHz	A1A	W v

免許を希望する「電波の型式」並びに「希望する周波数」及び「空中線電力」をチェックして入力する

申請するドローンFPV送信機の場合

○希望する周波数：5,600MHzをチェック

○電波の型式：電波型式「F8W」を含む一括記載コード「4SA」をチェック

○空中線電力：0.2Wの場合でも1Wと記入

15 備考	
呼出符号	参考: 旧呼出符号の使用について ☐ 現にアマチュア局を開局しているときは、その呼出符号 ☐ 過去にアマチュア局を開局していた場合であって、そのアマチュア局の廃止又は免許の6ヶ月を経過していないときは、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号 ☐ 旧呼出符号希望
呼出符号 (半角英数字8文字以内)	「呼出符号」欄のいずれかを選択した場合は入力してください。 (例: JA1XXX)
備考	
移動する送信機の台数 (必須) (半角数字3文字以内)	「移動範囲」欄が「 ☒ 移動する」となっているアマチュア局の場合は、ハンディ機・車載機(モバイル機/守を省略)などの送信機の台数を記載してください。 台 (「 ☐ 移動しない」場合は、0を記載してください。)
備考 (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 >> 39文字	現にアマチュア局を開局しているときは、その免許の番号 免許番号

既にアマチュア局を開局している場合はその呼出符号(コールサイン)を、過去にアマチュア局を開局していた場合で旧呼出符号を希望する場合は該当欄に記入

移動する無線局の場合、送信機の台数を入力

現にアマチュア局を開局している場合は、その免許番号(免許状に記載の)を記入

16 工事設計書		
※技術基準適合証明設備を使用する場合、「編集」ボタンをクリックする前に「技術基準適合証明設備の使用」欄をチェックしてください。		
工事設計情報(1件設定すると2件目が編集可能になります。)	技術基準適合証明設備の使用 (使用する場合にチェック) ☐	工事設計書編集 編集
送信空中線の型式	 	
周波数測定装置の有無	☐ 7件以上の入力が必要な場合は、こちら ☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無	☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無
添付図面	☐ 送信機系統図を添付する場合はチェックしてください ☐ 送信機系統図	☐ 送信機系統図を添付する場合はチェックしてください ☐ 送信機系統図
その他の工事設計 (必須)	電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認してください。 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する	☐ 電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認してください。 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する

ここをチェックして工事設計情報を入力する新しいページが開くので、そこに詳細な情報を入力する

必ずチェックして下さい
24MHz以下の周波数で空中線電力10Wを超える場合は「有」これに該当しない場合「無」

確認の上、必ずチェックして下さい

添付書類	
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください。)	添付書類編集
追加	



免許申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請手数料等](#) > [内容確認](#) > [保存・送信](#) > [申請完了](#) > [〈審査〉](#) > [〈手数料納付など〉](#) > [手続完了](#)

工事設計情報入力

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[工事設計書の様式](#)より確認できます。

装置の区別

(半角数字4文字以内)

第1 送信機

今回免許申請する送信機の番号を入力

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

選択	希望する周波数帯	電波の型式等 (必須) (占有周波数帯幅: 半角英数字4文字、電波の型式: 半角英数字5文字以内(1件以上必須)) ※1つの周波数帯に5件以上の入力がある場合は、追加ボタンを押して入力してください。 参考: 「占有周波数帯幅」の入力形式 ・ 「電波の型式」の入力形式										
		占有周波数帯幅	電波の型式	占有周波数帯幅	電波の型式	占有周波数帯幅	電波の型式	占有周波数帯幅	電波の型式	占有周波数帯幅	電波の型式	削除
☒	5600MHz		F8W									追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加
☐	135kHz											追加

☐ 11件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。

変調方式

選択	電波の型式 (半角英数字5文字以内) 参考: 入力形式	変調方式 (必須)	変調方式 備考 (全角40文字以内)
☒	F8W	上記以外の周波数変調	リアクタンス変調
☐		無変調	

変調方式は電波の型式に応じた
変調方式を選択して入力

終段管			
選択	名称(必須) (全角40文字以内)	個数(必須) (半角数字2文字以内)	
☒	RTC6671B	1	
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個

選択	電圧(必須) (半角整数6文字以内、小数3文字以内)	選択	電圧 (半角整数6文字以内、小数3文字以内)
☒	3.3		V
☐			V
☐			V
☐			V

終段管の名称を入力

(取扱説明書、マニュアル等を参考にして入力)

終段管の個数を入力

(取扱説明書、マニュアル等を参考にして入力)

終段管の電圧を入力

(取扱説明書、マニュアル等を参考にして入力)

送信機の定格出力を入力

(取扱説明書、マニュアル等を参考にして入力)

添付書類として

「送信機系統

図」、附属装置

の諸元などを添

付する場合はク

リックして入力
新しいページが開きま
すので、そこで添付す
る書類などを選択して
下さい

定格出力			
選択	定格出力情報(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)	選択	定格出力情報 (半角数字21文字以内、小数点を含む)
☒	200 mW		W
☐			W
☐			W
☐			W
☐			W
☐			W

添付書類	
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください)	添付書類編集
	追加

設定	キャンセル	削除
----	-------	----



免許申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > **事項書及び工事設計書** > [申請手数料等](#) > [内容確認](#) > [保存・送信](#) > [申請完了](#) > [〈審査〉](#) > [〈手数料納付など〉](#) > [手続完了](#)

添付書類入力

書類種別(必須)	☒ 送信機系統図 ☐ その他
ファイル指定(必須)	「参照」ボタンをクリックし、ファイル選択画面にて添付したいファイルを選択 D:\OR-HCSHO\Desktop\FPV001 送信機系統図 参照...
通信欄(コメント) (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 0 文字	

設定

キャンセル

上記の添付書類の入力が完了したら

「設定」をクリック

添付する書類の種別を選んでチェック

添付するファイルを参照して確定する
この例の場合、「FPV001送信機系統図」[▲ このページのトップへ](#)

終段管			
選択	名称(必須) (全角40文字以内)	個数(必須) (半角数字2文字以内)	
☐			
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個
☐			個

選択	電圧(必須) (半角整数6文字以内、小数3文字以内)	選択	電圧 (半角整数6文字以内、小数3文字以内)	
☒	3.3 V	☐		
☐		☐		
☐		☐		
☐		☐		
☐		☐		

定格出力			
選択	定格出力情報(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)	選択	定格出力情報 (半角数字21文字以内、小数点を含む)
☒	200 mW	☐	
☐		☐	
☐		☐	
☐		☐	
☐		☐	
☐		☐	

添付書類	
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります)	添付書類編集
送信機系統図 FPV001 送信機系統図.pdf	添付書類として「FPV001送信機系統図」が添付されました 削除 追加

設定

キャンセル

削除

上記内容を全て入力、ファイルの添付が終了したら「設定」をクリック

15 備考	
呼出符号	参考: 旧呼出符号の使用について ☐ 現にアマチュア局を開通しているときは、その呼出符号 ☐ 過去にアマチュア局を開通していた場合であって、そのアマチュア局の廃止又は免許の有効期間満了の日から6ヶ月を経過していないときは、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号 ☐ 旧呼出符号希望
呼出符号 (半角英数字8文字以内)	「呼出符号」欄のいずれかを選択した場合は入力してください。 (例: JA1XXX)
備考	
移動する送信機の台数 (必須) (半角数字3文字以内)	「移動範囲」欄が「 ☒ 移動する」となっているアマチュア局の場合は、ハンディ機・車載機(モバイル機)等を含めた全ての送信機の台数を記載してください。 台 (「 ☐ 移動しない」場合は、0を記載してください。)
備考 (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 >> 39文字	現にアマチュア局を開通しているときは、その免許の番号 免許番号

16 工事設計書	
※技術基準適合証明設備を使用する場合、「編集」ボタンをクリックする前に「技術基準適合証明設備の使用」欄をチェックしてください。	
工事設計情報(1件設定すると2件目が編集可能になります。)	技術基準適合証明設備の使用 ☐
第1装置 F8W 5600MHz 上記以外の周波数変調 RTC6671B 1個 3.3V 200mW	工事設計書編集 編集
送信空中線の型式	
周波数測定装置の有無	☐ 7件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。 ☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無
添付図面	送信機系統図を添付する場合はチェックした上で「添付書類」欄より当該図面を添付してください。 ☒ 送信機系統図
その他の工事設計 (必須)	電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する
添付書類	
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください。)	添付書類編集 追加

免許申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > **申請手数料等** > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > 〈審査〉 > 〈手数料納付など〉 > 手続完了

申請手数料等

無線局の種類	アマチュア局	
局数	1局	
空中線電力(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)	1 W 手数料自動計算	免許申請に係る送信機の空中線電力を確認して下さい (自動入力されています)
手数料額(必須) (半角数字6文字以内)	2900 円	
手数料納付方法	電子納付 (申請内容から自動計算されています)	

免許状受取方法	免許後の無線局免許状(コールサインが入ったもの)の受取方法を選択して下さい	
免許状受取方法(必須)	免許状受取方法について、希望するものを選んでください。送信後、免許状受取方法の訂正は参考: 免許状受取方法について ●返信用封筒別送 ○窓口受領 ○送料受取人払いによる受取(料金:520円) 選択して下さい	
個人情報の取り扱い	「送料受取人払いによる受取」を選択した場合、入力いただいた氏名、住所等の個人情報を(株)日本アイデックスに提供する必要があります。 (※代金引換郵便の差出人は(株)日本アイデックス名義となります。) ☐ 個人情報の提供に同意する。 返信用封筒別送の場合又は窓口受領を選択した場合、お客様ご自身の責任で対応が必要です	

申請者情報から自動入力

※「申請書」ページで入力した申請者情報と同じ内容を自動入力できます。

送付先住所・電話番号

※送付時の宛名は申請者情報で入力した氏名(社团(クラブ)局の場合は社团(クラブ)名+代表者名)となります。

※受取希望送付先住所に転居した場合は、改めて住所変更申請を行ってください。本申出は、住所変更申請とはなりませんのでご注意ください。

郵便番号 (半角数字3文字 - 4文字)	- (例:100-8826)
都道府県・市区町村	
町・丁目 (全角50文字以内)	免許状が確実に届くように、番地、アパート/マンションの部屋番号、“〇〇様方”等まで記入してください。 (例:霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館)
電話番号 (半角数字15文字以内)	日中ご連絡が可能な電話番号を記入してください。 (例:9999999999)

電波利用料前納の申出

設定状況: 未設定

上記の確認、選択欄のチェックが完了したら「次へ」をクリックして内容確認を行います



免許申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請手数料等](#) > **内容確認** > [保存・送信](#) > [申請完了](#) >**内容確認画面 1**

内容確認

入力した申請情報を確認してください。

無線局(アマチュア局)を開局したいので、電波法第6条の規定により申請します。

申請事項

宛先	関東総合通信局長
担当部課	無線通信部陸上第三課
申請区分	開設(個人)
無線局の種別	アマチュア局

[▲ このページのトップへ](#)

申請者情報

団体・個人の別	個人
社団名(クラブ名)又は氏名	巢鴨 一郎
社団名(クラブ名)又は氏名フリガナ	スガモ イチロウ
郵便番号	170-8088
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目	巢鴨3-36-6
町・丁目フリガナ	スガモ3-36-6
電話番号	0339107263

[▲ このページのトップへ](#)

事項書/工事設計書情報(1)

無線局の種別等

無線局の種別	アマチュア局
無線局の数	1局
欠格事由	無

内容確認画面 2

申請(届出)者名等	
社団(クラブ)/個人の別	個人
氏名・姓	巢鴨
氏名・名	一郎
氏名フリガナ・姓	スガモ
氏名フリガナ・名	イチロウ
郵便番号	170-8088
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目(内・方)	巢鴨3-36-6
町・丁目(内・方)フリガナ	スガモ3-36-6
電話番号	03391 07263

[▲ このページのトップへ](#)

目的等	
無線従事者免許証の番号	
番号	ACZNN00001
無線局の目的	アマチュア業務用
通信事項	アマチュア業務に関する事項

[▲ このページのトップへ](#)

設置場所等	
無線設備の設置場所又は常置場所	
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目等(内・方)	巢鴨3-36-6
町・丁目等(内・方)フリガナ	スガモ3-36-6
移動範囲	移動する

[▲ このページのトップへ](#)

周波数	
周波数情報(1)	
記号(電波の型式を表示する記号)	4SA
周波数帯	5600MHz
空中線電力	1W

[▲ このページのトップへ](#)

備考	
送信機の台数	1台
備考	現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号免許番号 _____

内容確認画面 3

工事設計1

工事設計書情報(1)

装置の区別等

装置の区別 第1送信機

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲情報(1)

電波の型式等情報(1) 電波の型式 FBW

周波数帯 5600MHz

変調方式

変調方式情報(1)

電波の型式 FBW

変調方式

コード 上記以外の周波数変調

備考 リアクタンス変調

終段管

名称個数情報(1)

名称 RTC6671B

個数 1

電圧情報(1)

電圧 33V

定格出力

定格出力情報(1)

定格出力 200mW

添付書類

添付書類情報(1)

書類種別 送信機系統図

添付ファイル名 FPV001 送信機系統図.pdf

▲ [このページのトップへ](#)

内容確認画面 4

工事設計2

周波数測定装置の有無	無
その他の工事設計	■電波法第3章に規定する条件に合致する。
添付図面	■送信機系統図

[▲ このページのトップへ](#)

申請手数料	
無線局の種別	アマチュア局
局数	1局
空中線電力	1W
手数料額	2900円
手数料納付方法	電子納付

[▲ このページのトップへ](#)

免許状受取方法	
免許状受取方法	返信用封筒別送

[▲ このページのトップへ](#)

戻る

次へ

内容確認で誤りがなければ、「次へ」をクリック

[▲ このページのトップへ](#)



免許申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請手数料等](#) > [内容確認](#) > **保存・送信** > [申請完了](#) > [〈審査〉](#) > [〈手数料納付など〉](#) > [手続完了](#)

保存・送信

「送信」ボタンを押して、入力内容を送信してください。

申請者名: 巢鴨 一郎

宛先: 関東総合通信局長

1. 入力内容をパソコンに保存できます。

入力内容保存

※審査の結果、申請情報の補正及び再送信(補正後提出)を求められる場合があるため、又、[訂正申請等](#)に利用できるよう、**送信前に保存しておくことをおすすめします。**(必須操作ではありません)
※Zipファイルで保存されます。このファイルは解凍せず、そのまま保存してください。

JARDの開設(開局)保証を受ける場合には、このファイルをパソコンに保存(Zip形式)して下さい

次にJARDのホームページ

○アマチュア局保証(基本保証)

○「開設・変更保証の申込」

○「電子申請による保証の申込」

からお申込み下さい

2. 入力内容を送信します。

送信

※同じ内容の申請・届出を重複して送信しないようご注意ください。

注:送信が完了すると「S」から始まる「問い合わせ番号」が表示されます。

今後必要となりますので、忘れずに記録してください。

「問い合わせ番号」が表示されない場合、申請書の送信は完了していませんので、ご注意ください。申請は行わず、入力内容の事前チェックのみを行う場合は、下のリンクをクリックしてください。

●[事前チェック](#)

※チェックが完了するとメールが送信されますのでメール内容をご確認ください。

[戻る](#)[キャンセル](#)**(総務省への電子申請による免許申請手続きについて)**

JARDの基本保証を申込み、保証が完了するとJARDから「技術基準適合の保証書(開設)」(PDF)がメールにて送付されます。

このファイルを受け取られましたら、パソコンに保存したZipファイルを電子申請システムLiteで再度読み込み、添付ファイルとしてJARDのPDFファイルを添付して、この「送信」ボタンをクリックすることにより、JARDの保証を受けて総務省への免許申請手続きが完了します。JARDのPDFファイルの添付がないと総務省では受け付けられません。

[▲ このページのトップへ](#)